

小城市学校給食センター(仮称)改築事業

募集要項 【第1回変更】

令和3年3月 19 日

【令和3年5月7日修正】

小 城 市

目次

I	事業概要	1
1	事業名称	1
2	公共施設の管理者	1
3	本事業の目的	1
4	本事業の基本方針	1
5	事業の内容	2
II	参加者に関する条件	5
1	参加者の構成	5
2	参加者の備えるべき参加資格要件	5
III	事業者の募集及び選定に関する事項	9
1	募集及び選定の方法	9
2	募集及び選定スケジュール（予定）	9
IV	応募に関する事項	10
1	募集及び選定等の手続き	10
2	参加にあたっての留意事項	11
3	予定価格	12
V	選定事業者の決定	13
1	選定事業者の決定	13
2	審査結果の通知	13
3	審査結果公表	13
VI	提案に関する条件	14
1	敷地に関する各種法規制等	14
2	事業者が行う業務	14
3	公募時算定用年間給食提供食数	14
4	業務の委託	14
VII	契約に関する事項	16
1	契約手続き	16
2	基本契約の概要	16
3	契約金額	16
4	契約の保証	16
5	SPCの設立等	16
6	設計監理業務契約の履行に係る条件等	17
VIII	提出書類	18
1	参加資格審査書類	18
2	その他関係書類	18
3	提案審査書類	18
IX	その他	20
1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	20
2	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
3	疑義対応・紛争処理	21
4	情報公開及び情報提供	21
5	問合せ先	21

I 事業概要

1 事業名称

小城市学校給食センター（仮称）改築事業

2 公共施設の管理者

小城市長 江里口 秀次

3 本事業の目的

小城市の学校給食施設は、現在、センター方式が2か所、自校方式が2か所、親子方式が1か所で、全体で約4,200人分を調理している。このうち、3施設が竣工より30年以上が経過し、老朽化が著しく、将来的に学校給食を継続していく上で、運営に支障がでることが想定される。

小城市教育委員会では、平成19年度より「小城市学校給食審議会」を立ち上げ、新たな学校給食のあり方についての審議が重ねられ、過去3回の答申が出されてきた。小城市では、その答申を機軸に、小城市学校給食センター（仮称）（以下「本施設」という。）の改築に合わせ、芦刈給食センター以外の小城市学校給食センター、三日月小学校給食室、牛津小学校給食室及び砥川小学校給食室の集約化を図ることとした。

小城市学校給食センター（仮称）改築事業（以下「本事業」という。）は、小城市学校給食センターの整備・運営を行い、将来にわたって安心・安全な給食提供の実現を目的とするものである。

4 本事業の基本方針

基本理念1 安全で安心な学校給食の提供

基本方針1 食材については、地元産、県産、国産の順で調達するように心がけ、不必要な食品添加物が使用されていない安全性の確保されたものを選定する。

基本方針2 学校給食衛生管理基準を遵守し、調理環境の安全を守る。

基本方針3 食物アレルギー専用調理室を整備する。

基本理念2 健全な食生活ができるこどもたちの育成

基本方針1 栄養教諭又は学校栄養職員が各学校を訪問し、学校と連携して食に関する指導を行う。

基本方針2 生産者の協力を得て、地場産物を積極的に取り入れ児童・生徒及び園児の地元の食材に対する理解を深め、食べ物や生産者に感謝する気持ちを育てる。

基本理念3 学校給食の安定的な提供

基本方針1 老朽化した4調理場を1か所に集約化した整備・運営を行う。

基本方針2 長期的な視野に立ち、効率的で計画的な維持管理を行う。

基本方針3 運営にあたっては、民間事業者の技術を導入するなど業務の効率化を図る。

5 事業の内容

(1) 施設概要

- ・事業用地：佐賀県小城市三日月町長神田 2604 番 1、2604 番 2
- ・敷地面積：10,181 m²
- ・供給能力：4,500 食／日

(2) 事業方式

本事業における施設の整備・運営は、民間事業者の有する様々なノウハウを活用した設計建設運営一括発注方式（DBO 方式（Design：設計、Build：建設、Operate：運営））により実施するものとし、市は、本施設的设计・建設及び維持管理・運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

本施設的设计・建設（以下「施設整備業務」という。）は、設計監理業務と建設工事業務から構成される。設計監理業務は、本事業を実施する者として選定した企業グループ（以下「選定事業者」という。）を構成する企業（以下「事業者」という。）のうち、設計監理業務に当たる事業者又は、事業者が設計監理業務のために設立するコンソーシアムが行う。また、建設工事業務は、事業者が設立する特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）が行う。

また、本施設の維持管理・運営等に係る業務（以下「維持管理・運営業務」という。）は、選定事業者のうち、維持管理・運営業務に当たる事業者又は、事業者が本施設の維持管理・運営業務のために設立するコンソーシアムが、15年間の運営期間にわたって行う。

(3) 契約形態

市は、本事業について施設整備業務及び維持管理・運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定を選定事業者と、基本契約を基本協定締結後の選定事業者（以下、「事業予定者」という。）と締結する。更に、基本契約に基づき、本施設の施設整備業務のうち、事前調査業務及びその関連業務、設計業務及び関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務、工事監理業務（以下、「設計監理業務」という。）を行う者（以下、「設計工事監理事業者」という。）と設計監理業務契約を、本施設の施設整備業務のうち、建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務、運営備品等調達業務、近隣対応・対策業務（以下、「建設工事業務」という。）を行う者（以下、「工事請負事業者」という。）と工事請負契約を、維持管理・運営業務を行う者（以下、「維持管理・運営事業者」という。）と管理運営業務契約を（以下、これらを総称して「各事業契約」という。）締結する。

(4) 建設形態

ア 建設工事の形態は、「小城市建設工事共同企業体取扱要領」に準じた特定JVとする。ただし、他の企業が特定JVの下請けとして参加することは可能である。

イ 共同企業体の方式

(ア) 特定JVは、施工方式を構成企業が一体となって施工する共同施工方式とする。

(イ) 特定JVは制限付き自主結成とし、構成企業の数 は 2 社とする。ただし、本事業において同時に 2 者以上の特定JVの構成企業になることはできない。

(ウ) 特定JVの構成企業の出資比率の最小限度は30パーセント以上とし、特定JVの代表者の出資比率は構成企業中で最大とする。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、基本契約締結日から令和20年8月31日までとする。

(6) 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

① 施設整備業務

- (ア) 事前調査等業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設工事（厨房機器調達・設置を含む）
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 運営備品等調達業務
- (カ) 近隣対応・対策業務

② 維持管理・運營業務

- (ア) 開業準備業務
- (イ) 維持管理業務
 - a) 建物維持管理業務
 - b) 建築設備維持管理業務
 - c) 厨房機器維持管理業務
 - d) 外構等維持管理業務
 - e) 清掃業務
 - f) 警備業務
- (ウ) 運營業務
 - a) 日常の検収補助及び食材保管業務
 - b) 給食調理業務
 - c) 洗浄等業務
 - d) 配送及び回収業務
 - e) 配膳業務
 - f) 残渣等（調理屑・給食残べ残し）処理業務
 - g) 運営備品等更新業務
 - h) 配送車両調達・維持管理業務
 - i) 食育支援業務

※1 食器の調達、更新は、市が行う。

※2 配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

※3 パン・牛乳は、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるが、仕分については、本事業の運營業務の配膳業務に含む。

(7) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令、基準等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

(8) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内容	時期
事業本契約の締結	令和3年9月下旬以降
事業期間	基本契約締結日～令和20年8月31日
設計・建設期間	基本契約締結日～令和5年7月中旬
開業準備期間	令和5年7月中旬～令和5年8月末日
供用開始日	令和5年9月1日
維持管理・運営期間	令和5年9月1日～令和20年8月31日

(9) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、当該給食センターを要求水準書に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

II 参加者に関する条件

1 参加者の構成

(1) 参加者の構成と定義

参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員）で構成されるグループとする。

なお、SPCを設置する場合は、後に記述するVII-5を参照すること。

構成員	参加者を構成する法人で、市と直接契約を締結する法人
-----	---------------------------

(2) 構成員等の明示

参加者は、参加資格審査書類の提出時に、構成員を明示するものとする。

また、構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる1法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

(3) 複数業務の実施

参加者の構成員が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設工事業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

設計業務・工事監理業務・建設工事業務・運営業務（以下「特定業務」という。）を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の参加者の構成員になることはできない。

また、代表企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の参加者の構成員になることはできない。

なお、市が事業予定者との基本契約を締結後、選定されなかった参加者の構成員が、事業者の業務等の一部を受託することは可能とする。

(5) 参加者の変更及び追加

参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、2（3）の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 参加者の備えるべき参加資格要件

参加者の構成員は、以下の（1）及び（2）で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない参加者の応募は認めないものとする。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、審査委員会の委員に、本事業の選定に関連して接触を試みた者については、事業への一切の参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ③ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ⑤ 公告日から選定事業者決定までの間に、小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けている者でないこと。
- ⑥ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・玉野総合コンサルタント株式会社
 - ・西脇法律事務所
- ⑦ 審査委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。

(2) 個別の参加資格要件

参加者の構成員のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

① 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、すべての企業でいずれにも該当し、ウ、エの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 令和3年度・令和4年度小城市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 平成22年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）新築の設計実績（実施設計）を有すること。

エ 平成22年4月以降に竣工した延床面積2,000㎡以上の公共施設の新築工事の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、すべての企業でいずれにも該当し、ウ、エの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

- イ 令和3年度・令和4年度小城市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ウ 平成22年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の工事監理実績を有すること。
- エ 平成22年4月以降に竣工した延床面積2,000㎡以上の公共施設の新築工事の工事監理実績を有すること。

③ 建設工事業務を行う者

建設工事業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、特定JVを構成する企業は佐賀土木事務所管内に本店、本社又は支店、支社を有し、その内1社は、小城市内に本社を有すること。

【特定JV代表企業の資格要件】

- ア 令和3年度・令和4年度小城市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（最新のものに限る。）における建築一式工事の総合評点（P）が900点以上であり、かつ、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項により建築一式工事A級の認定を受けた者であること。
- エ 平成22年以降に、官公庁（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人）が発注した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延床面積2,000㎡以上の新築工事を元請（特定JVは、出資比率が30%以上の場合の者に限る。）で、建設実績を有すること。
- オ 出資比率が特定JV構成企業中最大であること。

【特定JV代表企業以外の特定JV構成企業の資格要件】

- ア 令和3年度・令和4年度小城市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ウ 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項により建築一式工事A級の認定を受けた者であること。
- エ 特定JV代表企業以外の特定JV構成企業は1社であること。
- オ 特定JV構成企業の出資比率は30%以上であること。

④ 運営業務を行う者

給食調理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の給食調理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、全ての企業でいずれにも該当すること。

- ア 令和3年度・令和4年度小城市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の調理業務の実績を有すること。
- ウ 平成27年4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。
- エ 平成27年4月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

(3) 参加資格要件の喪失

参加者の構成員が、参加資格確認基準日から選定事業者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類の受付締切日の前日までに参加資格を喪失

- ア 参加資格を喪失しなかった構成員のみで本募集要項に定める参加資格要件を満たしており、構成員等変更承諾願を市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに市が変更を認めた場合
- イ 参加資格を喪失した構成員と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成員を加えた上で、構成員等変更承諾願を市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに市が変更を認めた場合

② 提案審査書類の受付締切日から選定事業者決定日までに参加資格を喪失

- ア 参加資格を喪失しなかった構成員のみで本募集要項に定める参加資格要件を満たしており、構成員等変更承諾願を市に提出し、選定事業者決定日までに市が変更を認めた場合（ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合を除く。）
- イ 参加資格を喪失した構成員と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成員を加えた上で、構成員等変更承諾願を市に提出し、選定事業者決定日までに市が変更を認めた場合（ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合を除く。）

また、募集要項の公表から選定事業者決定までの間に、参加者の構成員に次の行為があったときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

- 小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けること。
- 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- 応募提案に虚偽の記載を行うこと。
- その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等に価格評価を加え、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

また、事業者の地域精通性、地元企業の活用や資材調達及び地元雇用など地域への貢献度についても評価の対象とする。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

時期	内容
令和3年2月15日（月）	特定事業の選定・公表
令和3年3月19日	公告及び募集要項等の公表
令和3年4月9日	募集要項等に関する質問受付締切
令和3年5月7日	募集要項等に関する質問に対する回答
令和3年5月21日	参加資格審査書類の受付締切
令和3年5月28日	参加資格審査結果の通知
令和3年7月9日	提案審査書類の受付締切
令和3年8月中旬	提案審査書類に関するヒヤリング
令和3年8月中旬	選定事業者の決定・公表
令和3年9月上旬	基本協定締結
令和3年9月下旬以降	・仮契約の締結 ・契約締結（議会承認後）

IV 応募に関する事項

1 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。

(1) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和3年3月22日（月）から4月9日（金）まで
- ② 提出方法：募集要項等に関して質問・意見を【様式1】に記入の上、電子メールに添付して提出すること。なお、電子メールの件名は「DBO質問書」とすること。なお、受付期間外の質問については回答しない。
- ③ その他：申込先アドレスはIX-5に示す「問合せ先」を参照すること。なお、電子メール送信後は受信確認を必ず行うこと。

(2) 募集要項等に関する質問の回答

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和3年5月7日（金）までに、市のホームページに掲載し、公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、提出者に直接問い合わせを行うことがある。

(3) 参加資格審査書類の受付

本事業への参加を希望する者は、参加資格審査書類（様式集：様式1-1～1-20）を提出しなければならない。提出方法は以下の通りとする。

- ① 受付期間：令和3年4月1日（木）から5月21日（金）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。
- ③ その他：提出先は、IX-5に示す「問合せ先」を参照すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和3年5月28日（金）までに代表企業に対して通知する。

(5) 参加資格がないと認められた理由の説明請求受付

参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面（任意様式）により市に説明を求めることができる。

- ① 受付期限：令和3年6月11日（金）午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- ② 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。
- ③ その他：提出先は、IX-5に示す「問合せ先」を参照すること。

(6) 参加資格がないと認められた理由の回答

市は、上記（5）に係る回答を令和3年6月18日（金）までに代表企業に対して行う。

(7) 参加を辞退する場合

参加資格が認められた参加者が、本事業の募集への参加を辞退する場合は、提案審査書類の受付締切までに参加辞退届（様式集：様式2-1）を提出すること。提出先は、IX-5に示す「問合せ先」を参照すること。

せ先」を参照すること。

(8) 提案審査書類の受付

参加者は、提案審査書類（様式集：様式3-1～3-3、4-1～4-6、5-1～5-12）を以下の通り提出しなければならない。なお、提案審査書類の受付締切までに提出されなかった場合は、募集に参加できない。

- ① 受付締切：令和3年7月9日（金）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。
- ③ 作成要領：様式集を参照すること。
- ④ 提出部数：正本1部（社名の記載あり）、副本12部（社名の記載なし）を提出すること。これらと合わせて、正本の電子データを1部提出すること。
- ⑤ その他：提出先は、IX-5に示す「問合せ先」を参照すること。

(9) ヒヤリング等

市は、参加者に対し、令和3年8月中旬に提案審査書類の内容に関するヒヤリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

2 参加にあたっての留意事項

(1) 募集要項等の承諾

参加者は提案審査書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(4) 著作権

提案審査書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

(6) 提案審査書類の取扱い

提出された提案審査書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本事業の募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 募集・審査の中止

天災地変等やむを得ない理由により、ヒヤリングの実施ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、参加者の不正不穏行動等により審査を公正に執行できないと認められるときには、審査の実施を延期し、又は取りやめることがある。

(9) 提案審査書類の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する参加者の提案審査書類は、無効とする。なお、選定事業者の決定後において、当該の選定事業者が以下のいずれかに該当することが判明した場合には、選定事業者の決定を取り消す。

- ① 参加資格を有していない参加者のもの
- ② 提案審査書類が所定の日時までに到着しないもの
- ③ 同一の参加者から2つ以上の提案審査書類が出されたもの
- ④ 提案審査書類に必要な記名押印のないもの
- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑥ 代理人が提案審査書類を提出する場合において、委任状の提出がないもの
- ⑦ 参加者が明らかに協定して応募し、その他の応募に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑧ その他、小城市財務規則に違反したもの

(10) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 予定価格

本事業の提案上限額は、金6,397,112千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

V 選定事業者の決定

1 選定事業者の決定

(1) 審査の手順

- ① 審査は、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。
- ② 参加資格審査は、本事業を実施するために構成された複数の企業（以下「参加者」という。）の参加資格について、市が募集要項等に示す参加資格要件に基づき行う。
- ③ 提案審査は、参加資格審査を通過した者からの提案審査書類について、審査基準書に従い、市が基礎審査を行う。
- ④ 基礎審査を通過した参加者からの提案内容について、小城市学校給食センター改築事業選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(2) 選定事業者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、選定事業者を決定する。

(3) 審査の方法及び審査基準

具体的な審査の方法及び審査基準等は審査基準書に示す。

2 審査結果の通知

審査結果は、選定事業者の決定後、速やかに全ての代表企業に対して通知する。

3 審査結果公表

審査結果及び客観的評価の結果については、市ホームページにおいて公表する。

VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下の通りである。参加者は、これらの条件を踏まえて、提案審査書類を作成するものとする。なお、参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

事業用地	佐賀県小城市三日月町長神田 2604 番 1、2604 番 2
地域地区	都市計画区域
土地の所有	市有地
敷地面積	10,181 m ²
建ぺい率	60%
容積率	200%
高さ制限	指定なし
防火地域	指定なし
日影規制	指定なし
現況地目	田
近接道路	南側 200m：県道川上牛津線
その他	公共上下水道区域内、プロパンガス

2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、I 5（6）事業の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

3 公募時算定用年間給食提供食数

予定価格の算定にあたっては、年間給食提供食数を以下の通りとする。

表：公募時算定用年間給食提供食数

運営年度	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年
合計食数	4,218 食	4,126 食	4,158 食	4,190 食	4,222 食	4,252 食	4,258 食	4,229 食
	令和 13 年	令和 14 年	令和 15 年	令和 16 年	令和 17 年	令和 18 年	令和 19 年	令和 20 年
	4,201 食	4,172 食	4,143 食	4,067 食	4,097 食	4,127 食	4,157 食	4,185 食

4 業務の委託

事業者は、参加資格審査書類に示したとおり、構成員に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、参加資格審査書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何にかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

5 事業者の収入

市は、設計工事監理事業者及び工事請負事業者に給食センター施設整備に係る対価を支払い、維持管理・運営事業者に維持管理・運営に係る対価を支払う。具体的な支払方法、支払時期については、基本契約及び各事業契約に定める。

なお、維持管理・運営に係る対価は、平準化して各年度同額の金額を支払うこととし、一定以上の給食数が増減する場合は変動料金を適用することを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、詳細については、管理運業務契約に定める。

6 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、基本契約及び各事業契約において定めるものとする。

7 モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

8 保険

各事業契約を参照すること。

9 市と事業者の責任分担

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、基本契約及び各事業契約において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、基本契約及び各事業契約において定めるものとする。

Ⅶ 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 基本協定の締結

市と選定事業者は、募集要項等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、選定事業者を事業予定者とする。

(2) 基本契約及び各事業契約の締結

市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議調整し、本事業の実施に関する包括的な契約としての基本契約及び個別の契約として各事業契約（設計監理業務契約、工事請負契約及び管理運営業務契約）を締結する。

なお、仮契約は、本事業に係る工事請負契約に関する議案が小城市議会の議決を経た場合に本契約となる。

2 基本契約の概要

基本契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、提案価格に消費税相当額を加えた金額とする。

4 契約の保証

基本契約書を参照すること。

5 SPC の設立等

- ① 参加者は、SPCの設立を提案する場合、参加資格審査書類の提出時に、SPCの代表者を明示するものとする。
- ② 事業予定者は、SPCを設立する場合、基本契約締結までに会社法（平成17年法第86号）に定める株式会社としてSPCを設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。なお、SPCは、小城市内に設立するものとする。
- ③ SPCは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ④ 構成員は、基本契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。
- ⑤ SPCを設置する場合は、本募集要項における記載内容について、下記のとおりそれぞれ読み替えるものとする。

・ I-5 - (2)

「事業者が本施設の維持管理・運営業務のために設立するコンソーシアム（以下「維持管理・運営事業者」という。）」とあるものは、「事業者が本施設の維持管理・運営のため

に設立する特別目的会社（以下「維持管理・運営事業者」という。）」と読み替える。

・ II-1-(1)

構成員	参加者を構成する法人で、市と直接契約を締結する法人
-----	---------------------------

とあるものは、

構成員	参加者を構成する法人で、SPCに出資を行う法人
-----	-------------------------

と読み替える。

・ IX-2-(1)

「必要な修復その他の措置を講じることとする。」とあるものは、「必要な修復その他の措置を講じることとする。なお、特別目的会社を設立する場合は、特別目的会社の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。」と読み替える。

6 設計監理業務契約の履行に係る条件等

(1) 指定部分の範囲

設計監理業務契約書第38条に規定する「指定部分」とは、要求水準書P29「7 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等」に規定する全ての業務とする。

(2) 成果物の提出場所

IX-5に示す「問合せ先」を参照すること。

Ⅷ 提出書類

参加者が市に提出する書類は、以下の通りとする。詳細については、様式集を参照すること。

1 参加資格審査書類

- (様式1- 1) 参加表明書
- (様式1- 2) グループ構成員表
- (様式1- 3) 委任状
- (様式1- 4) 参加表明書添付書類提出確認書
- (様式1- 5) 設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類
- (様式1- 6) 工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類
- (様式1- 7) 建設工事を行う者の参加資格要件に関する書類
- (様式1- 8) 運營業務を行う者の参加資格要件に関する書類
- (様式1- 9) 設計企業の業務実績
- (様式1-10) 工事監理企業の業務実績
- (様式1-11) 建設企業の業務実績
- (様式1-12) 調理機器調達・搬入設置業務に当たる企業の業務実績
- (様式1-13) 維持管理企業の業務実績
- (様式1-14) 運営企業の業務実績
- (様式1-15) 配置予定技術者の資格・実績（設計企業）
- (様式1-16) 配置予定技術者の資格・実績（工事監理企業）
- (様式1-17) 配置予定技術者の資格・実績（建設企業：特定JV代表企業）
- (様式1-18) 配置予定技術者の資格・実績（調理設備企業）
- (様式1-19) 建設工事を行う者（特定JV）の出資比率
- (様式1-20) 食品衛生法に規定する罰則の適用及び学校給食施設における食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分に関する確認書

2 その他関係書類

- (様式2- 1) 参加辞退届
- (様式2- 2) 構成員等変更承諾書

3 提案審査書類

① 提案書類

- (様式3- 1) 提案書類提出書
- (様式3- 2) 見積書
- (様式3- 3) 見積価格計算書

② 提案書

- (様式4- 1) 地域貢献に関する提案
- (様式4- 2) 事業計画に関する提案
- (様式4- 3) 設計・工事監理・建設に関する提案

- (様式4- 4) 調理設備・開業準備に関する提案
- (様式4- 5) 維持管理・運営に関する提案
- (様式4- 6) その他独自提案

③ 図面集

- (様式5- 1) 設計概要（仕上げ表含む）
- (様式5- 2) パース
- (様式5- 3) 配置図
- (様式5- 4) 平面図
- (様式5- 5) 立面図
- (様式5- 6) 断面図
- (様式5- 7) 衛生区分図
- (様式5- 8) 設備計画図
- (様式5- 9) 調理設備計画図
- (様式5-10) 事務備品一覧表
- (様式5-11) 調理設備一覧表
- (様式5-12) 調理備品一覧表

IX その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

- (1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、市は、これを無償で使用させる。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- (3) 財政上及び金融上の提案については、参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (4) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けること、また、地方債の活用を想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金及び地方債に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続に関する基本的考え方

事業者においては、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、基本契約で定める事由ごとに、市及び事業者等の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

(2) 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

① 事業者の責めに帰すべき事由の場合

ア 事業者の提供するサービスが基本契約に定める要求水準を満たしていない場合、その他基本契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、基本契約を解除することができる。

イ 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他基本契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により、基本契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、基本契約を解除することができる。

ウ 上記ア、イのいずれの場合においても、市は、基本契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

② 市の責めに帰すべき事由の場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、基本契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により事業者が基本契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前による書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、基本契約を解除することができるものとする。

ウ 上記イの規定により基本契約が解除される場合、市及び事業者は、生じる損害について賠償

を求めることができるものとするが、具体的な内容については、基本契約書において示す。

④ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、基本契約に定める。

3 疑義対応・紛争処理

(1) 疑義対応

基本契約及び各事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、基本契約及び各事業契約に規定する具体的措置に従う。

(2) 紛争処理機関

基本契約及び各事業契約に関する紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 配送校の現地説明会

配送校の現地説明会については、別紙「小城市学校給食センター（仮称）改築事業に係る配送校の現地見学会について」により実施する。見学を希望する場合は、（様式2）現地見学会参加申込書により申し込みをすること。

6 問合せ先

場 所	小城市教育委員会 教育総務課 学校給食係
住 所	〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電 話	0952-37-6130
F A X	0952-37-6167
E-mail	kyouikusoumu@city.ogi.lg.jp
小城市ホームページアドレス	https://www.city.ogi.lg.jp/